

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 6月 5日現在

機関番号：13901

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2008～2011

課題番号：20730045

研究課題名（和文）

公務員の職務違反とその刑事責任

研究課題名（英文）

Criminal Responsibility of Civil Servant for Neglect of Duty

研究代表者

斎藤 彰子 (SAITO AKIKO)

名古屋大学・法学研究科・准教授

研究者番号：70334745

研究成果の概要（和文）：公務員の職務遂行に際しての不適切な行為や不作為が原因となり国民の死傷結果が発生した事件・事故につき、公務員個人の刑事責任の適正な根拠と限界を探究し、それによってその責任の不当な拡張を防止するために、刑法理論上検討する必要がある問題のうち、作為犯と競合する不作為の評価（正犯か共犯か、その区別の基準）、過失犯における正犯と共犯の区別、過失犯の共同正犯の肯否・要件などに関する日独の議論を分析した結果、とくにわが国において注目される複数の重要な判例に対して、理論的な検討を深めることができた。

研究成果の概要（英文）：This research is focused on the cases, in which wrong action or omission against official duties caused fatal results or bodily injuries, aimed at investigating the reasonable extent of criminal responsibility which is to be taken by public servants individually, in order to prevent inappropriate expansion of such responsibility. Through the theoretical analysis of the academic controversy in Japan and Germany, which is discussed around the theme such as the distinction between perpetrator, joint perpetrator and aider in case the criminal offence is committed by omission or negligence, it was enabled to make fruitful, systematic consideration especially on some important, actual criminal cases, which are paid attention recently in Japan.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	500,000	150,000	650,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
総計	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野：刑法

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：不作為、共犯

1. 研究開始当初の背景

いわゆるストーカー規制法制定のきっかけとなった桶川女子大生刺殺事件のように、公務員がその職務を適切に遂行していたならば、法益侵害結果の発生を阻止しえたであろう事件、事故が発生した場合に、その被害者や遺族が、国ないしは地方公共団体を相手に、国家賠償請求訴訟を提起する例が増加し、また、実際に、公務員による適切かつ適宜な

権限行使の懈怠の違法性、ないしは、当該違法な職務懈怠の不作為と結果発生との間の因果関係を認める裁判例が少なからず出される社会情勢のもと、いわゆる葉害エイズ事件旧厚生省ルートにおいては、公務員個人が「刑事」被告人として起訴され、平成13年に、下級審ではあるが、実際にその刑事責任を認める判決が出されるに至った。同事件は、国家賠償が問題となりうる事件における、公務

員個人の「刑事」責任のあり方、とりわけ、公務員個人にいかなる場合に、また、いかなる根拠から、不作為刑事責任を基礎づける保障人的義務が認められるのかについて、学界の関心を集める契機となったが、現実にはその後も、いわゆる明石市花火大会歩道橋事故事件、明石砂浜陥没事件など、公務員個人の刑事責任を問う起訴が相次いで行われた。このような実務状況については、好意的に受け止める評価もあった一方で、公務員の不適切な職務遂行により法益侵害結果が発生したと疑われる事件において、世間の非難・処罰感情に引きずられる形で、従来は国家賠償で対処されていた公務員の職務違反を処罰することは、公務員個人の直接責任を不当に拡張するものではないかとの懸念も少なからず存在した。こうして、従前ほとんど問題とされることのなかった、公務員個人の刑事責任のあり方に関する理論的な検討の必要性は、非常に高まっている状況にあった。

2. 研究の目的

上記のように、実際に裁判上、公務員個人の刑事責任が問われた事件は、いずれも、過失不作為犯、すなわち、公務員がその職務を適切に遂行していたならば法益侵害結果の発生を阻止し得たであろうにもかかわらず、まさに当該結果の阻止を任務とする公務員が、適切な職務の遂行を過失により怠ったために、法益侵害結果が発生してしまった、という事実が犯罪を構成するとされたケースであった。もっとも、法益侵害結果の発生に際して認められる公務員の職務違反は、不作為に限らず、職務に反する積極的な作為を行うことによって、結果がもたらされる場合も考えられる。また、行為時の主観的態様も、過失の場合もあれば(実際にはまれであろう)故意の場合も、理論的にはありうる。したがって、本研究が、公務員個人の刑事責任のあり方を理論的に検討するにあたっては、過失不作為犯だけを対象とするのでは不十分であり、公務員個人の刑事責任が問題となりうる種々の事例類型ごとに、問題となる理論的課題を析出して検討することが、本研究の目的に位置づけられる。

3. 研究の方法

公務員の不適切な職務遂行または不遂行が、何らかの形で法益侵害結果の発生に寄与していると認められる事件・事故には、種々の形態のものがあるので、その形態ごとに、公務員個人が刑事責任を負う理論的根拠・限界を明らかにするために検討すべき問題点は異なる。主として問題となるのは、①作為正犯者と競合する不作為の評価(正犯か共犯か、その区別基準)、②過失犯における正犯と共犯の区別、過失共同正犯の肯否、その要

件如何、③故意作為犯における正犯と共犯の区別の諸点である。このうち、本研究は、期間内に、①および②につき検討を行うものであるが、わが国においては、「1. 研究開始当初の背景」において述べたように、近年になって、作為犯と競合する公務員の職務違反の不作為について、公務員個人の刑事責任が問われる例が出始めたところであるのに対して、ドイツにおいては、古くから、より多くの実例や学説上の議論が見られる。そこで、わが国の判例・文献のみならず、ドイツの判例・文献も分析・検討の対象とする、比較法的な研究方法を用いた。

4. 研究成果

(1) 作為正犯者と競合する不作為の刑法的評価について、わが国ないしはドイツの議論状況を調査すると、たとえば、①犯罪事象に対して現実の作用を有する作為と比較して、潜在的な作用可能性を有するに過ぎない不作為は、従属的な役割を果たすに止まり、それゆえ原則として不作為による幫助犯の成立を認める見解、逆に、②犯罪阻止義務を負う者が作為を怠り、犯罪事実が実現した場合には、不作為犯の成立要件は全て充足されており、正犯の成立を否定する理由はないとして、原則として正犯とする見解、さらに、③一定の人の犯罪を阻止すべき義務を有する者がその義務に反して結果の発生を阻止しない場合は、その不作為は不作為共犯となり、他方、直接法益に対して保護義務を負う者が、義務に反して結果を阻止しなかった場合には、その不作為は不作為正犯となるとする見解などが、かねて有力な主張とされてきた。

しかし、①説は、不作為は、犯罪事象に対して現実の作用を有する作為と比較すれば潜在的な作用可能性を有するに過ぎないが故に、その処罰のためには、作為犯の成立には必要とされない特別の要件として、作為義務が要求されるのであるから、成り立ちがたいものであった。他方で、②説も、不作為幫助犯と不作為単独正犯とで作為義務の発生根拠、要件は同じであるとする多数の立場を前提とすれば、作為義務の存在をもって直ちに正犯性の要件が充足されていると断定しえないものであった。さらに、③説も、不作為犯における作為義務は、究極的には、結果の防止、すなわち、法益の保護を目的とするという点に違いは無いのであるから、やはり成り立ちがたいものであった。

結論から述べれば、不作為処罰の基礎が作為義務違反であるならば、なすべきであった具体的な作為の内容に着目して、その関与形態を区別することが、理論的にも正当であり、実際的にも有用な指針である。より具体的には、要求される作為が犯罪実現過程に及ぼす現実的影響如何に応じて正犯と共犯を区別

する考え方が、最も適切である。その理由を約言すれば、要求される作為が犯罪実現過程に及ぼす影響が大きいならば、当該作為がなされなかった場合には、なされた場合に比して、犯罪実現にとっての大きな障害が取り除かれたこととなり、その不作為の犯罪実現にとっての寄与は重要であったと評価しうる。その不作為は幫助犯にとどまるものではなく、作為との共同正犯を肯認することができる、という点にある。

この理を、実際の事例に当てはめることによって、研究成果の具体的提示としたい。私人の作為を阻止しなかった公務員の不作為責任が問われた著名な例としては、薬害エイズ旧厚生省ルート事件がある。判例は、担当行政官として適切に権限を行使して危険回避措置を講じなかった、当時の厚生省薬務局生物製剤課長の不作為につき、HIVウイルスに汚染された血液製剤を製造・販売した製薬会社、あるいは、実際にそのような血液製剤を患者に注射した医師の作為と並んで、業務上過失致死罪の不作為正犯の成立を肯定した。これに対して、学界からは、製薬会社、あるいは、医師こそが、患者の死亡という法益侵害結果へと至る因果経過を支配していたのだから、適切に権限を行使して、そのような製造・販売・注射がなされることを回避すべき立場にあった、当時の厚生省薬務局生物製剤課長の不作為は、幫助にとどまるのではないか、という疑いも出されている。

確かに、この場合、厚生省薬務局生物製剤課長がなし得る作為は、直接的作為者である製薬会社や医師に働きかけて、結果発生につながる作為をやめさせることであり、その意味で、要求される作為が犯罪実現過程に及ぼす影響は、直接作為を行う製薬会社や医師に比べて、一見小さい。しかし、厚生省薬務局生物製剤課長は、行政上の特別の権限を背景に、製薬会社や医師の意思決定に多大な影響を及ぼすことが可能であったのであり、このような直接的作為者に及ぼす影響の大きさ故に、なお正犯と評価することが可能であったケースである。

(2) 結果発生までに複数人の過失行為が存在する場合における、各人の刑事責任のあり方、とりわけ、過失犯における正犯と共犯の区別、過失共同正犯の肯否、その要件如何という問題は、いわゆる明石市花火大会歩道橋事故事件において、私人の過失不作為責任と、公務員(市役所職員および警察官)の過失不作為責任がともに問われるという形で、まさしく顕在化することとなったこととなった。同事件は、夏まつり花火大会が実施された公園と最寄り駅とを結ぶ歩道橋に多数の参集者が集中した結果、多数の者が折り重なって転倒するいわゆる群衆なだれが生じ、多数人が死傷した事故であり、夏まつりの実質的主

催者である明石市の職員であって、その事務を統括・掌握していた市民経済部長、同部経済産業担当次長、および、同部商工観光課長、さらに、明石市の行う自主警備の実施について委託を受け、会場警備に従事する警備員の統括責任者であった警備会社の支社長、そして、本件夏まつりにおける現地警備本部指揮官であった明石警察署地域官の計5名が、業務上過失致死傷罪で起訴され、裁判所は、事故当日における雑踏警備の不備につき、被告人全員の過失不作為責任を認め、かつ、いずれの被告人についても、過失不作為単独正犯の成立を肯定した、というものである。本研究の目的にとって、きわめて重要かつ有益な検討の対象に適したケースであることから、詳しく分析を行うこととした。

同事件では、まず、事故が起きたのが公道上であったため、法的規制権限を有しない市役所職員および警備会社支社長に、いかなる根拠から、参集者の安全を確保すべき刑法上の義務、雑踏事故を回避すべき刑法上の義務が認められるのかが問題となる。現に被告人らは、著しい混雑が予測された本件歩道橋が公道であることから、第1次的に雑踏事故発生防止の責務を有する者は、警察官職務執行法等に基づく強制的規制力を持つ警察であるとして、その存在を争った。他方、公道における規制権限を有しており、かつ、強制力行使による流入規制をなし得る人的物的体制を有していたものの、本件夏まつりの主催者ではない警察は、いかなる根拠から、雑踏事故を回避すべき義務を負うのかも問題となる。

さらに、被告人らに雑踏事故を回避すべき義務が認められるとしても、次に、そのような義務の履行として、具体的にどのような措置を講じることが要求されるのか、言い換えれば、具体的にどのような措置を講じていれば義務違反が否定されるのかがさらに問題となる。現に、たとえば市役所関係被告人は、夏まつりの実質的主催者である明石市は、警備会社と雑踏警備に関する委託契約を結び、歩道橋の雑踏状況の常時監視や規制措置は、警備会社によって行われることになっていたのであるから、明石市の職員としては、警備会社が適切な警備が行うことを信頼してよく、職員は、基本的には警備会社の判断に従って対処していれば足るなどと主張し、あるいは、警備会社支社長たる被告人は、強制力を行使し得ない自主警備には限界があり、自主警備で可能な対応として、配下警備員に、参集者を迂回路に流すよう指示するとともに、雑踏事故の危険性を認識した段階で、明石警察署地域官に、警察官を出勤させて歩道橋への参集者の流入を規制するように進言したのであるから、回避義務を尽くしているなどと主張していたし、また、明石警察署地

域官たる被告人も、本件事故の回避に必要であった機動隊の出動については指揮権を有しておらず、その上司であり、機動隊の指揮権を有していた明石署署長および副署長は、事故当日、明石署において、事故現場付近の状況を映し出すテレビモニターを見ていたのであるから、彼らこそが適時機動隊に対して出動を命じて強制的な規制を実現すべきであったのであり、地域官としては、自己の指揮下にある雑踏警戒班の警察官に対し、花火終了より前である8時過ぎころ、階段の昇り口に阻止線を張り、参集者の歩道橋への流入を規制することを命じたのであるから、回避義務を尽くしているなどと主張していた。かようにして、義務違反の有無が、深刻な争点を形成していたケースである。

加えて、本件に関しては、5名が起訴され、いずれも有罪判決が確定し、さらに、本件事故当時明石署の副署長が、検察審査会の起訴議決に基づき強制起訴された。そこで、複数の者が同一の結果につき過失責任を負う場合における、その相互関係もまた問題となる。

このように、同事件は、本研究の目的とする、公務員の職務違反につき公務員個人がいかなる根拠から、いかなる限度で、いかなる刑事責任を負うかという問題を考えるうえで検討すべき理論的問題のほとんど全てが含まれていたため、先述のとおり詳細な分析を行うこととし、その結果、私の至ることのできた結論の概要を、成果として以下に記す。

まず、市役所職員が参集者の安全を確保すべき刑法上の義務を負う根拠については、本件のような多数人が参集する行事を催す場合、個々の参集者に、雑踏事故が発生しないよう適切に振る舞うことは期待し得ず、当該催しの詳細を知ったうえで、事故の回避に必要な雑踏警備をなすのに必要な人員・装備を予め配備しておく必要があり、しかも、公道における規制権限を有するのは警察であるから、事故の危険を予見した任意の者が、雑踏警備をなすのに必要な人員・装備を予め配備して、事故の防止に必要な規制を行うことができるというわけではない。そうすると、主催者である明石市は、それ自体として、雑踏事故発生危険のある行事を開催することによって結果発生危険を創出したのみならず、本来公道における規制権限を有する警察との、準備段階における打ち合わせにおいて、強制力の行使にわたらない限度で、自主警備側の能力上実施できる範囲の規制は、自主警備側の判断において行うことが許容され、そのための概括的な権限が付託された認められる事情が存在する本件においては、明石市は、雑踏事故発生を回避する措置を講じうる地位を独占し、参集者の安全が自己に依存する状況を自ら作り出したといえることが、主催者に雑踏事故を回避すべき義務が

認められる根拠であるように思われる。そして、このような理由から、行事の開催に伴う危険の現実化を阻止すべき義務を負う以上、危険が発生する場所が公道か否かといったことは問題とならず、公道においては、自ら回避措置を講じる権限を有しないのであれば、権限を有する者に協力を要請して、危険回避措置を実現する義務を負うのは当然であって、逆に、行事の開催に伴う危険の現実化を阻止するに足る措置を実現できないのであれば、そのような行事を開催すること自体が禁止されることになる。

次に、自ら雑踏事故発生危険のある行事を開催することによって結果発生危険を創出したとはいえない警察にも、雑踏事故を回避すべき刑法上の義務が認められる根拠については、主催者による自主警備によってはもはや対処できない段階においては、結果回避のための措置を講じうるのは警察のみであるから、参集者の法益の保護が、もっぱら警察に依存していたといえること、しかも、このような依存性は、国家が権力を独占し、私人による実力行使を原則として禁止することによって、私人による侵害結果回避の可能性が限定されていることの結果であるから、国家は、自らに法益の保護が依存する状態を作り出すとともに、警察という、国民の法益を犯罪や事故から保護する任務を有し、かつ、その任務の遂行に必要な特別の権限を有する国家機関を設置することにより、法益の保護を引き受けているということができよう。したがって、国家には、そのような限定された私人による法益保護の可能性、侵害結果回避の可能性を埋め合わせる義務、すなわち、私人によっては回避できないような危険が発生している場合には、国家、ひいてはその具体的な担当機関である警察が、「最後の砦」として、そのような危険を回避すべき義務を負うと考えられる。

各被告人に具体的に義務づけられる作為の内容については、まず、主催者である市役所職員については、自主警備として可能な具体的措置が、弁護人の主張するように、誘導案内や迂回要請といった参集者の同意を求めて行う類の手段に限られるのであれば、それによって本件雑踏事故を回避することはほとんど不可能であり、したがって、そのような措置を講じなかった被告人らの不作為と結果との間の因果関係は否定されることになる。しかし、たとえば、交通事故を回避するために、形式的に道路交通法に反する行為は一切義務づけられないなどという理屈は成り立ちえないと同様、本件雑踏事故を回避するために、法律上私人には許されていない強制的規制に該当する行為は当然義務づけられないというロジックは成り立たない。また、その点はおくとしても、そもそ

も、本件においては、夏まつりの計画段階における警察との検討会において、強制力の行使にわたらない限度でロープを使用したり、警備員らによって人垣を作るなどして規制線を張り、参集者を分断するなどして歩道橋への流入規制を実施するといった、自主警備側の能力上実施できる範囲の規制は、自主警備側の判断において行うことが、警察からも許容されていたばかりか、その概括的な権限が付託され、その措置が期待されていたと認められる事情が存在することからすれば、既述の弁護人の主張は、少なくとも本件においては妥当しないといわざるを得ない。さらに、仮に、弁護人の主張するように、自主警備として行い得る措置が限定されるとしても、だからといって、自主警備側の者は、雑踏事故を回避すべき義務から解放されるわけではなく、自らできないのであれば、それを行う者、本件では具体的には警察の出動を要請して、雑踏事故の回避に必要な措置を実現すべき義務を負うといわなければならない。なぜなら、既述のように、主催者である市役所関係被告人は、参集者の安全を確保すべき刑法上の義務を負っていたのであるから、その義務を履行したというためには、雑踏事故を回避するための措置を実現することまでが必要であり、したがって、その措置を自ら実施できない場合には、それをなし得る者に働きかけて、現実措置を講じさせることまでが要求されることになると考えられるからである。

このような、いわゆる進言義務については、結果を予見し得た全ての者が、進言義務違反を理由に、結果についての不作為責任を問われることになりかねないことから、否定的な見解も見られるが、およそ、自らの手で講じることができる結果回避措置の実現しか義務づけられないとまで主張する見解はないであろう。たとえば、親は自分の子供の生命を守るべき刑法上の義務を負っているというのであれば、子供が池で溺れており、その親自身は泳ぐことができないという場合、泳ぐことができる人に働きかけて子供の生命を守る可能性がある限り、そうすべき義務が親に認められるのは当然であって、自ら泳げない以上、何もしなくても作為義務違反に問われないなどとはいえないことは当然である。すなわち、確かに、およそ結果を予見し、結果回避措置を実現しうる者に働きかけることができた全ての者に、そのような働きかけをすることによって結果を阻止すべき義務を認め、その違反につき、不作為責任を問うことは妥当ではないが、結果阻止義務を負う者は、結果の阻止に必要な措置を自ら講じることができないという一事を以て、当該措置を実現して結果を阻止すべき義務から解放されるわけではなく、自ら実現できない場

合には、それが可能な者に働きかけて実現することによって、結果を回避すべき義務が認められるのである。このように、その有する結果阻止義務の一履行形態としての進言義務を否定する理由はないと思われる。

最後に、複数の被告人が負う不作為過失責任の相互関係については、裁判所は、特に詳細な理由づけなく、各被告人につき、過失の共同正犯ではなく、過失の競合と見るのが相当であるとし、全ての被告人について、過失単独正犯の成立を認めた。

しかし、共同正犯も含めた広い意味での共犯の処罰根拠は、自ら直接には惹起していない犯罪事実についても、共犯者を通じて心理的あるいは物理的因果性を及ぼしていることにあるとの理解が、今日一般的であるといえ、そうすると、自己の有する作為義務の内容が、まさに他の被告人による犯罪行為を阻止することである場合、すなわち、他の被告人に作為義務を履行させることによって結果を阻止すべき義務を有する場合には、自己の義務を履行していれば、すなわち、他の被告人に義務を履行するよう働きかけていけば、他の被告人が義務を履行していた可能性が認められる限り、このような働きかけがなされた場合に比べて、働きかけがなされなかった場合には、他の被告人による義務の不履行が促進されたと評価することができるので、他の被告人による義務違反およびその結果について、共犯として帰責される余地が認められるように思われる。

たとえば、市役所職員被告人については、自主警備により事故を防止し得た段階においても、その具体的な義務内容は、警備会社支社長たる被告人に指示して、雑踏事故防止に必要な措置を実現させることであつた。したがって、市役所職員被告人の義務違反は、警備会社支社長の義務違反およびその結果につき、因果性を有するということができることになる。他方、市役所職員相互の間においては、行政組織上の地位の上下関係が存在したが、各自それぞれが、直接、警備会社の者や警察に指示や要請をすることによって、事故防止に必要な措置を実現することが可能であつたので、共犯関係を認めるは困難であるように思われる。

これに対して、仮に、たとえば、被告人らが、部下から事故発生の危険性を基礎づける状況についての報告を受けながら、何らの具体的措置も講じないことを、相談のうえ決定したような事情が認められる場合には、相互に他の被告人の義務違反を強化・促進し合う関係が肯定できようが、本件では、被告人らが、雑踏事故防止のための具体的措置につき協議した様子はなく、各自個別に、配下の職員、警備員などから、歩道橋の状況についての報告を受けながら、雑踏事故防止に必要な

措置を講じることなく漫然と放置するという対応をとっており、自己の義務違反により他の被告人の義務違反を強化・促進する関係を認めることは困難であろう。もっとも、処罰対象たる過失を、更に遡って、夏まつりの計画策定段階に求める場合には、被告人らは、互いに相談し合って不備のある警備計画を策定していることから、共犯関係を行為することが可能であったように思われる。

他方、本件最高裁決定のように、処罰対象を当日午後8時ころにおける注意義務に限定する場合、この時点では、雑踏事故を防止するための具体的措置としては、機動隊の出動による規制の実施しかあり得なかったので、市役所職員については、その有する具体的な義務内容は、警察に雑踏事故の防止に必要な措置を講じるよう要請する義務ということになる。そして、そのような要請がなされたならば、警察は雑踏事故防止に必要な措置を講じていたであろうと認められる限り、要請がなされなかった場合には、要請がなされた場合に比べ、警察による必要な規制措置の不作为が促進されたと評価しうるので、市役所職員の不作为は、警察側の不作为およびその結果につき因果性が認められることになる。もっとも、警察は、雑踏事故を防止するのに必要な措置を自ら講じることができたのに対して、市役所職員は、雑踏事故防止に必要な措置の実現を警察に要請するという形でしか、雑踏事故防止に必要な措置を実現することができなかったのであるから、各自に要求される作為が犯罪実現過程に及ぼす現実的影響の程度に差が認められ、警察側被告人の不作为は正犯であるのに対して、市役所職員被告人の不作为は、不可罰的な、過失幫助に過ぎないように思われる。

(3) 以上のとおり、研究の成果として、實際上、公務員の職務違反行為についての刑事責任が問題となる場合として、最も多く発生しえ、実際にも発生している、犯罪結果の実現に対する公務員による関与が過失不作为によって行われる場合について、いかなる根拠から、また、いかなる限度で、いかなる刑事責任を、公務員個人が負うことになるのかを判断するうえで、重要な理論的問題につき、解決の指針を得ることができた。従前も、作為正犯者と競合する不作为は正犯か共犯か、あるいは、過失犯における正犯と共犯の区別、過失共同正犯の肯否、その要件如何といった問題については、一般的な議論はなされてきたところであるが、本研究が検討対象とした、責任主体が公務員である場合については、私人とは異なり、特別の命令権限や強制権限、さらには、そもそも法益侵害行為がなされないように情報を収集し、予防的に介入する権限を有することから、このような事情が、その刑事責任を判断するうえで、どのような意

味を持ちうるのか、特別の考慮が必要である。本研究は、従来の議論を省察しつつ、公務員の職務違反にそくしてこれらの問題を分析したものであり、そこから得られた知見に基づいて、近時、わが国において注目される重要事例のいくつかについて、理論的な検討を深めることができた意義は小さくないであろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

①齊藤彰子「雑踏警備に関する注意義務」『判例セレクト 2010[I]』(法学教室 365 号別冊) (2011)29-29 頁、査読無し

②齊藤彰子「葉害エイズ厚生省事件最高裁決定」『平成 20 年度重要判例解説』(2009) 172-173 頁、査読無し

〔学会発表〕(計2件)

①齊藤彰子「不作为による共犯」刑事法総合研究会(2011.5. 25)名古屋大学

②齊藤彰子「明石市花火大会歩道橋事故」京都刑事法研究会(2011.3.19)京都大学

〔図書〕(計4件)

①松原芳博、杉本一敏、渡邊卓也、佐藤陽子、岡本昌子、井上宜裕、森永真綱、一原貴子、専田泰孝、古川伸彦、南由介、佐藤拓磨、和田俊憲、内海朋子、岡部雅人、亀井源太郎、照沼亮介、齊藤彰子『刑法の判例 総論』(2011)成文堂 288-304 頁

②中森喜彦、塩見淳、岩間康夫、小田直樹、橋田久、高山佳奈子、安田拓人、齊藤彰子『ケースブック刑法』(2011)有斐閣 3-26 頁、181-226 頁、390-402 頁

③石川友佳子、内海朋子、岡本昌子、金沢真理、亀井源太郎、齊藤彰子、佐藤拓磨、塩谷毅、重井輝忠、杉本一敏、辰井聡子、照沼亮介、豊田兼彦、永井善之、永田憲史、成瀬幸典、東雪見、平山幹子、増井敦、松尾誠紀、水留正流、宮川基、森永真綱、安田拓人、山本雅昭『判例プラクティス刑法 I 総論』(2010)信山社 401-422 頁

④町野朔、丸山雅夫、山本輝之、辰井聡子、齊藤彰子、東雪見、安田拓人、長井長信、島田聡一郎、和田俊憲、橋田久、臼木豊、豊田兼彦、西村秀二、柑本美和、川本哲郎、水留正流、鋤本豊博、穴沢大輔、伊藤渉、近藤和哉、上嶋一高、萩原由美恵、今井猛嘉、林陽一『プロセス演習刑法』(2009)信山社 17-27 頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

齊藤 彰子 (SAITO AKIKO)

名古屋大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：70334745

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし